平成 28 年第 3 回定例会　健康・社会問題対策特別委員会

平成 28 年 12 月 13 日

西村委員

私からはまず、児童養護施設の現状、また、子ども自立生活支援センターの役割について伺わせていただきたいと思います。過日、川崎こども心理ケアセンターかなでを視察させていただいて、お話を伺いました。子供を取り巻く社会環境が大きく変化する中、児童虐待が年々増加しております。虐待の影響により、心理的影響など様々な課題を抱えた子供たちが多くいることも嘆かわしい、そしてまた悲しい現状だと捉えています。このかなでを訪れた際、様々お話を伺い、心理や医療などの専門的なケアを行うことが重要であると再認識させていただきました。そこで、児童虐待により心身に影響を受けた子供たちに対する支援について、何点か伺わせていただきたいと思います。

まず、児童相談所における児童虐待対応件数は年々増加しておりますが、児童養護施設には、虐待を受けた子供たちがどの程度生活をしていらっしゃるのか伺わせてください。

子ども家庭課長

厚生労働省が５年に一度、全国の児童養護施設等の状況について調査を実施しております。直近の平成 25 年２月に行った調査によると、児童養護施設に入所している子供のおよそ６割が保護者からの虐待を受けた経験があるということでした。政令指定都市、そして横須賀市を除く県所管域には、現在、児童養護施設が 15 箇所ありますが、やはり同様の傾向にあります。県の児童相談所が児童養護施設に措置している児童について申し上げると、平成 28 年４月１日現在で、４人に３人が虐待相談として受理したお子様だったということになっております。

西村委員

虐待を受けた子供たちのケアは、とても大変だと思いますが、児童養護施設においては、どのように支援をされていらっしゃるのでしょうか。

子ども家庭課長

虐待を受けた子供たちの中には、親の愛情を十分に受けられず、身近に安心できる大人の存在がないまま幼少期を過ごしているため、大人に対して強い不信感を持っていたり、人との信頼関係が上手に築けないといった様々な課題を抱えている子供たちが少なくありません。こうした子供たちは、児童養護施設に入所した後、職員にべったりと甘えてきたかと思うと暴言を繰り返し浴びせたり、また、注意を引くためにわざと叱られるようなことをする、いわゆる試し行動をすることがたくさんあります。保育士や児童指導員については、こういった行動を日々、生活の中で粘り強く受け止めているところですが、その苦労は相当なものになります。このため、施設に配置されている心理療法を担当する職員が子供たちへの個別面接やグループセラピーなどを行うだけでなく、職員へ助言するなどしてメンタル面でのフォローも行っています。なお、子供のケアについては、必要に応じて児童相談所へ通所していただくなどの方法もとっているところです。

西村委員
　今伺っただけでも大変だなと思いました。子供へのフォローはもちろんですが、例えば、そこで働いていらっしゃる方の精神的なフォローの部分で、何かしらの体制があるのでしょうか。
子ども家庭課長
　働かれている方々も日々、苦労しております。そういった中では、施設の職員に対して、例えばケースワーカーや心理職員が職員の話を聞いてあげてフォローするという場面も多々あります。
西村委員
　県としてもしっかり関わっていただきたいと思います。
　それでは、虐待した保護者への対応も大きな課題だと思いますが、どのように対応されているのか教えてください。
子ども家庭課長
　児童養護施設には家庭支援専門相談員、いわゆるファミリーソーシャルワーカーという職種のスタッフが専任で配置されております。このファミリーソーシャルワーカーについては、社会福祉士や精神保健福祉士の資格を持つ者で、一定の専門性を持った職員が担当しているところです。家庭復帰に関する保護者からの相談に応じたり、また家庭引取り後のアフターケアなども行っております。一方、保護者の中には子供を強引に引き取ろうとしたり、また施設の対応に執ようにクレームを入れてくるという人もいますので、そういった場合には児童相談所、場合によっては警察といった関係機関と連携しながら対応しているという状況です。
西村委員
　先行会派の質問の中で、児相に一旦引き取ったときに同じような対応をされる保護者の方がいるという御答弁がありました。そのときに気になったのは、幾つかの虐待の話の中で、長期的な性的虐待という答弁があったと認識していますが、子供が受ける虐待で、期間で何かしら判別するという規定があるのでしょうか。
子ども家庭課長
　特に性的虐待で、長期的というものはないと思います。
西村委員
　私の聞き間違いかもしれませんが、長期的に性的虐待を受けている子供へのフォローということでおっしゃったのでしょうか。
子ども家庭課長
　長期的に被害を受けている方がいるということで、性的虐待の場合は、なかなか表面化しにくいので、長い間、被害を受けていて、初めて分かるということが少なくないということです。
西村委員
　分かりました。ただ、そこで何が引っかかったかというと、長期でなくても傷つくものは傷つくので、その深い傷に気付いていただきたいと思いながら質疑のやり取りを聞いておりましたので、一言添えさせていただきたいと思います。

そして、こうした様々な課題に対応するためには、先ほど、県も考えてくださいと申し上げましたが、人材育成が欠かせないと思います。人材育成については、どのように行っていらっしゃるのでしょうか。
子ども家庭課長
人材育成については、各施設において研修を実施したり、また日々の業務の中で先輩職員が若手職員へ助言するなどのいわゆるＯＪＴを行っているところですが、このほかにも様々な取組をしております。例えば、県では、中央児童相談所において、児童相談所職員や市町村の職員を対象とした研修に、児童養護施設の職員にも声を掛けて、参加していただいています。それから、総合療育相談センターにおいては、権利擁護をテーマに、新任研修や中堅研修、さらには施設長を対象とした階層別の研修を開催しております。また、子ども家庭課においても、施設スタッフの指導等を担う職員を育成するための研修を行っているところです。なお、県内の児童養護施設等の職員たちが集まった神奈川県児童福祉施設職員研究会というのもあります。これは独自の取組ですが、定期的に情報交換をしたり、共同研究や調査、さらには研修の企画・実施など、スキルアップにも取り組んでいるところです。
西村委員
実はボランティアをされている方々から御意見を賜ったことがあり、いろいろな施設を訪問されるそうですが、その受け取りようは様々だということも認識した上で、民間で運営をされていらっしゃる児童養護施設に関しては、ボランティアの方々からすると本当に千差万別だという言い方をされます。大変に過酷な職場でもあるので、そういったことも配慮した上で、やはりより一層の、失礼な言い方かもしれませんが、質の向上という意味で、県がやはりしっかりとその責任を果たしていただける体制、フォロー体制と言った方がよいかもしれませんが、人材育成の体制を県の方がバックアップしていただけるようにお願いしたいと思います。
次に、県では児童心理治療施設を有する子ども自立生活支援センターの整備をするわけですが、その概要をまず教えていただきたいと思います。
児童自立支援施設開設準備拠点担当課長
県内の児童福祉施設では、児童虐待の急増などを背景に、入所する子供の抱える課題が複雑になり、より専門的かつ治療的な支援が求められるようになってきております。このため、一人一人のニーズや障害の程度、さらには発達段階に応じた自立を支援するために、三つの施設を併せて整備することとしました。一つ目は乳児院で、虐待や親の入院などにより家庭で養育できない０歳からおおむね２歳の乳幼児が生活する施設です。二つ目は障害児入所施設で、知的障害のある幼児から高校生年齢の子供が日常生活及び自立に向けた支援を受けるために生活する施設です。三つ目は児童心理治療施設で、主に小・中学生の子供で虐待などにより、人との信頼関係がうまく築けないなど、社会生活への適応が困難な子供が、治療のために生活する施設です。また、この新しい施設には療育機能、自立支援機能、医療機能を併せた専門的なケア体制に加え、研修機能を備え、県所管域全体の総合的な自立支援体制の強化を図るものです。

西村委員
　研修機能を備えるということで、先ほど要望したことに応えてもらえたのかなと思います。このセンターの児童心理治療施設と同じかなでを視察させていただきましたが、立派な医務室というか診療所も併設されていました。心理や医療などの専門的ケアを行うことも重要であると考えますが、どういったスタッフを配置していこうと考えていらっしゃるのでしょうか。
児童自立支援施設開設準備拠点担当課長
　児童心理治療施設には、幼い頃から親から虐待を受けるなど十分に甘えられず、親との愛着関係を築けず育ったため、人への信頼や安心感が持てず、人とのコミュニケーションが上手にとれない子供たちが少なからず入所してまいります。そのため、時間をかけて子供と向き合い、幼い頃にかなわなかった甘えや思いを受け止めていくのですが、専門性も要求されるため、様々な専門スタッフが必要となります。そのため、子供たちの生活全般の支援を行う保育士や児童指導員のほか、精神科や小児科の医師、心理療法を担当する心理士、関係機関や家族との調整を行うケースワーカーなどを配置します。また、児童心理治療施設の子供たちは、施設に設置する教育施設に通学することとしており、そこには教員が配置されます。このように、課題を抱える子供たちへのケアを行うため、様々な専門スタッフを配置する予定です。
西村委員
　様々なスタッフが配置されることについて理解しましたが、具体的にどういった支援を行っていくのでしょうか。
児童自立支援施設開設準備拠点担当課長
　新施設での生活支援は、主に保育士と児童指導員が担当します。入所する子供たちの多くは自己肯定感が低く、またコミュニケーションが苦手なため、集団の中でうまく適応していくことが難しいといった課題があります。このような子供たちは、児童指導員やケースワーカーとともに、生活日課の中で、友達や職員との触れ合い、遊び、スポーツ、作業などを行い、皆と一緒に行動する楽しさや安心感を通して自信を取り戻していきます。また、心理士は自動の日常生活の様子をスタッフ間で情報共有しながら、定期的に子供と面接を行ったり、心理治療プログラムを行います。絵を描くこと、ゲームなど、いろいろなものを使って心の中の不安や葛藤を表現させ、それを乗り越えていけるよう手助けをいたします。さらには、精神科医師は子供たちの生活状況を見ながら、必要に応じて投薬も含めた治療やカウンセリングを行うとともに、生活全般を支援するスタッフへの助言も行っていきます。入所期間については、児童心理治療施設ではおおむね２年程度ですが、子供の状態によっては前後する場合もあります。
西村委員
　先ほど、子どものフォローを学校でするときに、チームという言葉がキーポイントで出てきていたと思いますが、このセンターでも、やはりチームということが重要になってくるのかなと思います。このチームをどのように運用していったらよいのかを、もし一つの形としてまとめることができれば、ほかの施設、あるいは、ほかの環境でもこれを生かせることができるのではないかなと

感じながら、今お話を伺っていました。
　また、ほかの機能の一つとして、研修機能を先ほど挙げられました。私が懸念をしておりました民間の児童養護施設に対して、この研修機能が何かしらの役割を担っていくのであれば、是非教えていただきたいと思います。
児童自立支援施設開設準備拠点担当課長
　子ども自立生活支援センターでは、様々な専門スタッフによる関わりを通してその経験やノウハウが蓄積されていきます。こうした支援技術を、民間の児童養護施設などへ研修の場を通して伝えていきます。また、専門職が児童養護施設などを訪問し、個別の相談に応じていくこととしております。さらには、児童相談所をはじめとする県所管域の関係機関との連携を図り、家族関係の再構築や、社会的自立等を促進するための支援ネットワークの中心として役割を担ってまいりたいと思っております。
西村委員
　子どもたちは神奈川の宝ですから、虐待を受けた子供たちが自信を取り戻して生活を送ることができるようになるように、今後も期待しておりますので、よろしくお願いいたします。
　次の質問に移ります。報告資料 10 ページの非行少年の状況によると、県内の非行少年人数は 10 年連続で減少しているとのことです。県警察をはじめとする関係機関による非行防止の取組が、一定の成果を上げていると評価をさせていただきますが、一方で、再犯者率については、３割台で推移をしており、非行少年全体が減少しているにもかかわらず、非行を繰り返す少年が一定の割合で存在していることが見てとれます。本年８月には、埼玉県東松山市で、昨年の川崎事件を想起させるような、非行少年グループによる悲惨な殺人事件が発生するなど、全国的に少年による凶悪事件の発生は後を絶たず、体感的に少年非行が大きく減少したと感じられないのが現状かと思います。そこで、少年非行の状況と県警察が取り組んでいる非行防止対策について、何点か伺いたいと思います。
　まずは、非行ではないけれども、県立高等学校において、いじめや暴力行為などの問題行為を起こした生徒に対して、どのように指導されているのでしょうか。
学校支援課副課長
　学校においては、生徒が問題行動を起こした、その背後にある個人的問題、家庭の問題、発達上の問題、あるいは対人関係上の問題などにも目を向けて、状況の把握に努めます。その上で、各校で定めた校内指導基準といったものに基づいて、問題行動の内容に応じた、その生徒にとって最も適切な指導を行っております。
西村委員
　それでも繰り返して行う生徒に対しては、更にどのように指導されるのでしょうか。
学校支援課副課長
　学校においては、保護者とも連携を図りながら粘り強く指導を継続しますが、今、委員がおっしゃったとおり問題を繰り返す生徒も確かにおります。例えば、

指導の効果がなく、盗みを繰り返すような生徒もいたりします。そういった場合は、保護者の理解、協力を得て、関係機関と連携して指導、支援を行っております。
西村委員
　ただ、保護者の方自体が余り積極的に一緒に関わってくださらないという例もあると思います。家庭の様々な状況などが原因となって非行に走る高校生もいると考えますが、そういった生徒に対しては、どのような支援を行っていますか。
学校支援課副課長
　県立学校にスクールソーシャルワーカーを配置しております。そのスクールソーシャルワーカーが、課題を抱える生徒が置かれた環境などへの働き掛け、あるいは関係機関とのネットワークの構築などを行うことで、生徒が抱える様々な課題の早期解決を図るための支援を行っているところです。
西村委員
　本日、スクールソーシャルワーカーの質問も出ましたので、割愛をさせていただきますが、今後の充足をお願いいたします。
　それでは、少年非行についてですが、県警察では少年の非行防止のためにどういった取組を行っていらっしゃるのでしょうか。
少年育成課長
　県警察では、少年の規範意識を向上させるため、少年警察ボランティアと連携して、学校を中心に非行防止教室を開催しております。また、飲酒、喫煙、深夜はいかい等を行っている、いわゆる不良行為少年に対しては、少年補導員と連携して街頭補導に取り組んでおり、現場において必要な注意、指導を行っています。また、このほかにも、警察署や県警の少年相談・保護センターにおいて、問題行動や不良行為がある、いわゆる非行傾向が強い少年などに対して、適宜必要な指導、助言を行っております。さらには、横浜水上警察署を除く各警察署単位に設置している学校警察連絡協議会等を通じて、学校と警察が相互に情報共有を図りながら各種取組を推進しております。
西村委員
　再非行を防止するための何か特別な取組はあるのでしょうか。
少年育成課長
　県警察では、家庭や学校等で問題行動や不良行為等がある少年、さらには警察が検挙、補導した少年のうち再非行のおそれがある少年、こういった者たちに対して、保護者の同意を得て継続補導という取組を行っております。この取組は、少年やその保護者等を警察署や、先ほど申しました少年相談・保護センターに招致して、立ち直りに向けた指導や助言を継続的に行っていくというもので、昨年中は再犯者を含め、581 人の少年に対して行っております。
西村委員
　少年相談・保護センターの役割が大きいようですが、その体制と活動内容について伺いたいと思います。
少年育成課長
　少年相談・保護センターは、警察本部のほか、県内８箇所に方面事務所を設

置しており、警察官７人と、児童心理の知識やカウンセリング等の技能を有している少年相談員を 23 名配置し、各種活動に取り組んでおります。
　その活動内容については、非行やいじめ、犯罪被害等に関する相談の受理をはじめとして、非行など様々な問題を抱えている少年に対する継続補導、また、犯罪やいじめ等の被害を受けた少年等に対する継続的な支援、さらには学校等における非行防止教室の開催や街頭補導活動など、少年の非行防止と健全育成を図るために幅広く活動しております。
西村委員
　最後に、今後、県警察では、少年の非行防止対策にどのように取り組んでいくのか伺いたいと思います。
少年育成課長
　次世代を担う少年の非行防止、健全育成については、日本の将来における治安の基盤づくりのためにも大切な課題であると考えております。この課題に向けて取り組むべきことは、少年の規範意識の醸成をまず着実に進めること、そして、問題を抱える少年に対する立ち直りを重点に置いた非行少年を生まない社会づくり、これは厳しくも温かい目で少年を見守る機運を高めるための取組として、かねてより全国的に進められている取組です。これを更に推進していくことが大切であると考えております。県警察では、今後も学校をはじめとした関係機関、団体、そして少年警察ボランティアなど、地域の方々と一体となった非行防止対策を推進してまいりたいと考えています。
西村委員
　最後に、要望を申し上げたいと思います。12 月 7 日に、犯罪者や非行少年の社会復帰を支援する施策を講じるよう国や地方自治体に求めた再犯防止推進法が参議院で可決、成立しました。これにより、法務省は今後、新法に基づいて包括的な再犯防止推進計画を策定し、５年ごとに見直しを図ることになります。これを受けて、本県でも計画の策定や施策の展開が求められていくことになると思います。県警察だけではなく、今後は雇用を担当する部局、あるいは学校に戻る復学ということで教育委員会であったり、より一層の連携が求められる形になってくると思います。また、そのことにより、社会に参画をしていただけるような、これは少年にとって特に大きなことだと思いますが、施策の展開が可能になってくると思いますので、より一層、関係機関と連携を図っていただけますよう要望し、また、何よりも学校や地域の方々などと手を携えて、地域の子供を守り育てる機運の醸成を図っていただけますよう要望して、質問を終わります。